平成２４年（フ）第１５７２１号
東京都羽村市小作台１丁目５―26―407
債務者　本澤真由美
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　嶋村　那生
4　破産債権の届出期間　平成25年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月９日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５７９１号
東京都足立区島根４丁目19―１―106
債務者　今村由喜子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中前　佑一
4　破産債権の届出期間　平成25年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８００号
東京都足立区大谷田２丁目14―10―105
債務者　杉林　貴征
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　隆宏
4　破産債権の届出期間　平成25年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月９日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１５８２３号
埼玉県さいたま市西区大字内野本郷971―８
債務者　立花　広治
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平岡　　敦
4　破産債権の届出期間　平成25年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年５月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７２８号
仙台市若林区若林１丁目８番13号　コーポ赤松若林106
債務者　高橋　　修
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第７８８号
仙台市宮城野区東仙台５丁目35番２号　阿部ビル201
債務者　佐藤　明夫
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第８６３号
仙台市宮城野区白鳥１丁目34番16―401号
債務者　赤坂　榮子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第５９号
秋田県由利本荘市井戸尻23番地　工藤貸家
債務者　福田　　恵
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２４年（フ）第９０号
福島県いわき市平神谷作字細谷29番地
債務者　鈴木真貴子
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第４６５号
茨城県水戸市赤塚２丁目52番地　赤塚塩沢コーポ106号
債務者　浅野　正幸
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１５１号
茨城県日立市鮎川町３丁目５番15―203号
債務者　檜山美津子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１５４号
茨城県日立市河原子町４丁目９番９号
債務者　眞崎　　隆
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１５５号
茨城県日立市茂宮町700―３、住民票上の住所茨城県常陸太田市大里町4197番地の10
債務者　根本喜代子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１５７号
茨城県日立市多賀町３丁目１番20―203号
債務者　増子　真実
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第４７８号
岐阜市六条南１丁目14番２―103号　福寿ハイツ、前住所岐阜市柳津町本郷１丁目73番地ロフティ柳津101号室
債務者　シンイチ工業こと　伊藤進一郎
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２００５号
愛知県春日井市岩成台５丁目３番地15
債務者　上別府　愛
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２１２号
名古屋市緑区清水山２丁目1809番地　グレイス大高Ｂ棟206号
債務者　河野　珠美
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部